

2026年5月

お客様各位

尼崎信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設および預金等規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

尼崎信用金庫は、長期間ご利用のない預金口座（以下「未利用口座」と言います。）が不正に利用されることによる被害を未然に防ぐため、「未利用口座管理手数料」を新設します。

また、本取り扱いの開始に併せ、急増する特殊詐欺等の被害防止のため、預貯金口座の不正利用等の防止に向けた更なる対策強化の一環として預金等規定も一部改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、規定改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

I. 未利用口座管理手数料

1. 改定日：2026年6月1日（月）

2. 「未利用口座管理手数料の取扱いについて」概要

(1) 未利用口座となる口座

➤ 最後のお預入れまたは払戻し（当該口座へのお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しができない普通預金（総合口座を含みます）および貯蓄預金口座が対象となります。

➤ 未利用口座管理手数料の手数料は、年間1,320円（消費税込み）とします。

ただし、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります

- ・当該口座の残高が1万円以上である場合
- ・同一支店で、他に金融資産のお取引（定期預金、積立定期預金、財形預金、定期積金、預り資産（投資信託・生命保険等）、出資等）がある場合
- ・同一取引店で、融資取引がある場合

※盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

※そのほか、お取引の状況によって未利用口座管理手数料の対象外となる場合もございます。

(2) 未利用口座管理手数料のご案内

- 未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客様へは、事前にお届出のご住所に「ご案内」を差し上げます。
※送付した「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
※「ご案内」にて指定する一定期間（3か月）以内に再度ご利用いただくか、ご利用の予定がない場合は解約されますと、未利用口座管理手数料はかかりません。
- 「ご案内」にて指定する一定期間（3か月）経過後もご利用またはご解約のお手続きがない場合、未利用口座管理手数料を引き落としいたします。
- 翌年以降も、口座の未利用の状態が続く場合、2年目以降は「ご案内」を送付することなく、未利用口座管理手数料を引き落としいたします。

(3) 口座の解約について

- 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当該残高を本手数料の一部に充当したうえで、通知することなく当該口座を解約させていただきます。なお、口座残高を超えたご負担および解約後のお手続きは必要ございません。
- なお、ご負担いただいた手数料の返却、解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。
※お取引の状況によって、口座を解約しない場合がございます。

3. 改定する「預金等規定」

普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定に以下の条項を新設します。

(例) 普通預金規定

16. (未利用口座管理手数料について)

- (1) この預金が、一定の期間、お客様によるご利用がないなど当金庫が定める条件を満たす場合、所定の未利用口座管理手数料をいただきます。未利用口座管理手数料の対象となる預金口座の条件については、別途当金庫ホームページにて公表します。
- (2) 未利用口座管理手数料は、所定の支払日において、当金庫がこの預金口座から、通帳・払戻請求書の提出を受けずに引き落とす方法で支払うものとします。
- (3) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった預金口座については、当金庫は、預金者に通知することなく、預金残高を未利用口座管理手数料の一部として引き落としした上で、この預金口座を解約できるものとします。
- (4) 前項の規定にもとづきこの預金口座が解約された場合、各種料金等の自動支払いその他預金口座に直接関連する各種お取引がこの預金口座についてあるときには、預金口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者への通知なく解約されるものとします。
- (5) 前2項の規定にもとづき、カード等が発行されている各種お取引が解約された場合は、当該カード等を当金庫へ返却していただくか、当該カード等の磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ廃棄してください。
- (6) 引落とし済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません。また、解約した口座の再利用の求めには応じません。
- (7) 当金庫は、第2項に定める対象の預金口座からの未利用口座管理手数料の引落しに先立ち、引落しに係るお知らせを、預金者から最後に届出のあった住所宛に通知します。届出のあった住所に宛て、当金庫が通知を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (8) 未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額をはじめ、本条に定める事項については、事前に相当の期間を置いて当行ホームページで公表する方法等により、変更することがあります。

II. 「取引制限等」および「解約等」の条項

1. 改定日

2026年8月3日（月）

2. 改定する「預金等規定」

規定等名称
(1) 定期性総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む）
(2) 普通預金等（無利息型普通預金を含む）規定
(3) 定期預金等・通知預金共通規定
(4) 定期積金・定期積金掛込帳用定期積金規定
(5) 貯蓄預金規定（個人用）
(6) 納税準備預金規定（個人・法人用）
(7) 外貨預金共通規定

3. 改定内容

以下の内容を追加するための改定を行います。

(1) から (7) の規定に反映（例）普通預金規定、赤字部分が変更箇所

<p>12. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。</p> <p>(4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引</p> <p>② 外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般</p> <p>③ 当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引</p> <p>(5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(6) 第1項から第5項により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

14. (解約等)

(1)～(4) 略

(5) 前項のほか、当金庫に債権回収の必要がある場合、また、次の第1号から第8号の規定により、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、通知により解約する場合は、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に関する規定に違反した場合

③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」の各条項の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合

⑦ 第12条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合

⑧ 第1号から第5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合

(6) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止することができるものとします。

(7) 第5項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求めるときには、通帳と届出印鑑を持参の上申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。第6項により、この預金取引が停止された場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認資料の提示を受けるかまたは当金庫所定の方法により、当金庫が本人と確認できたときに停止を解除します。

以上